

独占禁止法基本問題懇談会資料 (第6回)

平成17年12月15日

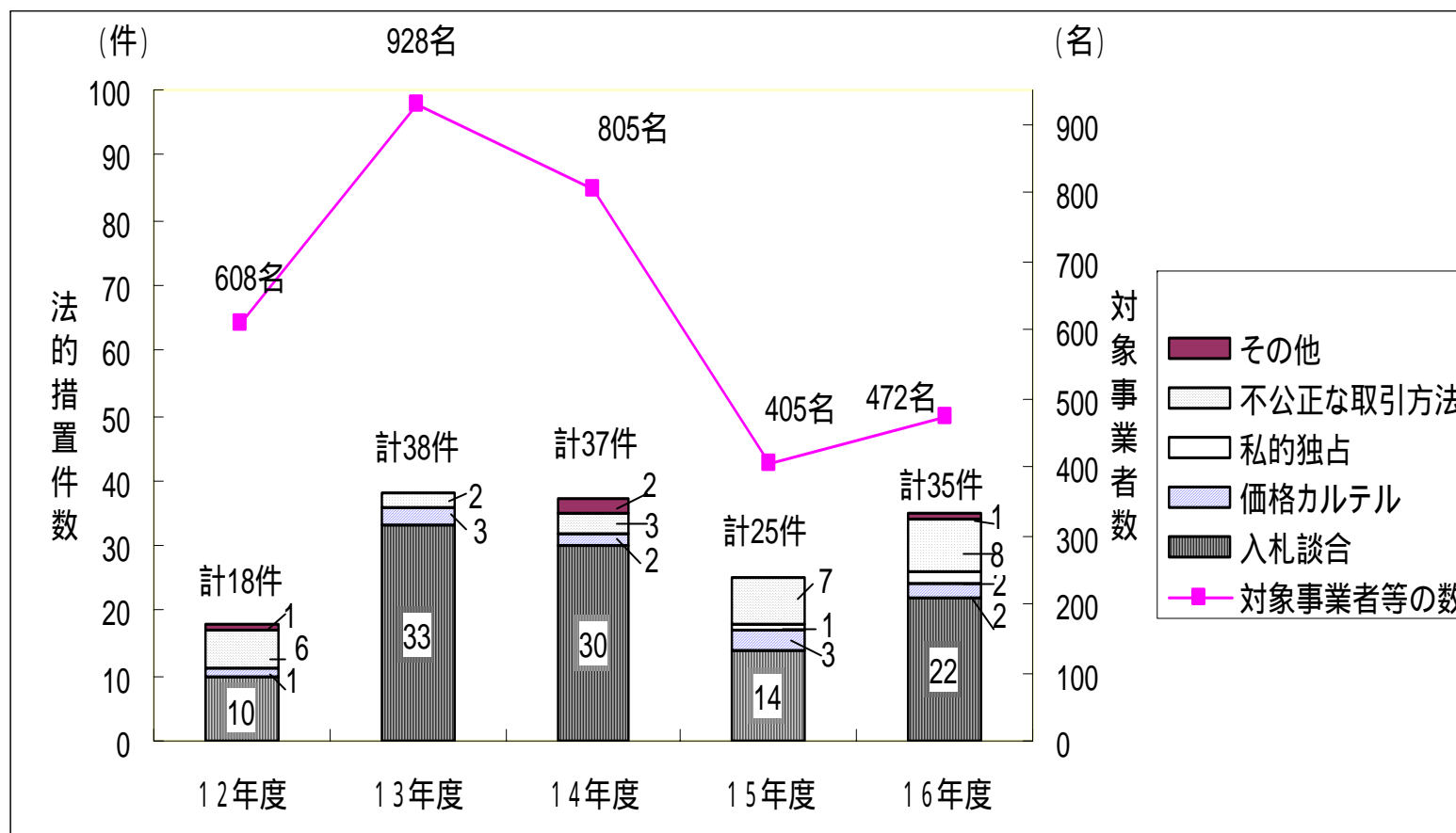
公正取引委員会事務総局

目次

公正取引委員会による独占禁止法違反被疑事件の処理状況	
1 法的措置の件数	1 頁
2 代表的な事例の概要	2 頁
3 不当廉売事案への対処	4 頁
4 優越的地位の濫用事案への対処	5 頁
5 課徴金額等の推移	6 頁
6 刑事告発の状況(過去10年間)	7 頁
私人による訴訟提起の状況	
1 25条損害賠償請求訴訟の状況(過去10年間)	8 頁
2 24条差止訴訟の概要	10 頁
入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律	
1 法律の概要	11 頁
2 措置等の流れ	12 頁
3 改善措置要求を行った事例	13 頁
改正独占禁止法における課徴金	
1 課徴金算定率	14 頁
2 算定率引上げの理由	15 頁
3 一定の場合に課徴金算定率を割増(軽減)する制度	16 頁
課徴金減免制度について	
1 概要	17 頁
2 課徴金減免制度の手続のポイント	18 頁
不公正な取引方法に係る刑事罰・課徴金の賦課について	19 頁
審査審判手続の改正について	
1 審査審判手続の流れ	20 頁
2 排除措置命令及び課徴金納付命令の事前手続	21 頁
3 審判手続	22 頁
4 審判官審判制度の概要	23 頁
犯則調査権限の導入	24 頁

公正取引委員会による独占禁止法違反被疑事件の処理状況

1 法的措置の件数



注1 法的措置件数とは、「勧告」及び「勧告を行っていない課徴金納付命令事件」の件数である。

注2 平成16年度に行った警告(法的措置を採るに足る証拠が得られなかったが、違反の疑いがある場合)は9件、注意(違反行為の存在を疑うに足る証拠が得られないが、違反につながるおそれのある行為がみられる場合)は687件

注3 現行法における端緒源は職権,申告,検事総長の請求,中小企業庁の請求の4つ。このうち申告の件数は毎年約2000~3000件である。

2 代表的な事例の概要

(1) 私的独占(3条前段)

東日本電信電話(株)に対する件

東日本電信電話(株)は、FTTHサービスの提供について、自社の加入者光ファイバーに接続してFTTHサービスを販売する他の電気通信事業者の新規参入を妨害しているとして、平成15年12月4日勧告(不応諾、平成16年1月15日審判開始決定)

インテル(株)に対する件

インテル(株)は、国内パソコンメーカーのうちの5社に対し、それぞれ、その製造販売するパソコンに搭載するCPUについて、競争事業者製CPUを採用しないようにさせる行為を行っているとして、平成17年3月8日勧告(応諾、平成17年4月13日勧告審決)

(2) カルテル(3条後段)

日新製鋼(株)ほか5社に対する件

日新製鋼(株)らは、冷間圧延ステンレス鋼板について、共同して、販売価格の引上げ等を決定していたとして、平成15年12月2日勧告(応諾、平成16年1月27日勧告審決)

東洋アルミニウム(株)ほか5社に対する件

東洋アルミニウム(株)らは、共同して、プレーン箔の需要者渡し価格の引上げを決定していたとして、平成17年11月11日勧告(応諾)

(3) 入札談合(3条後段)

(株)ブリヂストンほか3社に対する件

(株)ブリヂストンほか3社は、防衛庁が競争入札に付する航空機用空気入りタイヤのうち防衛庁契約本部が契約に関する業務を行うものについて、共同して、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、平成16年12月24日勧告(応諾,平成17年1月31日勧告審決)

(株)横河ブリッジほか44社に対する件

(株)横河ブリッジほか44社は、共同して、日本道路公団発注の鋼橋上部工工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていたとして、平成17年9月29日勧告(一部不応諾,平成17年11月18日審判開始決定)

(4) 不公正取引(19条)

マイクロソフトコーポレーションに対する件(一般指定第13項・拘束条件付取引)

マイクロソフトコーポレーションは、パソコンメーカーにOSのライセンスをするにあたり、ライセンシーが、OSによる特許侵害を理由に訴訟を提起しないこと等と誓約する旨の条項を含む契約書を締結し、パソコンメーカーの事業活動を不当に拘束する条件をつけて取引しているとして、平成16年7月13日勧告(不応諾,平成16年9月1日審判開始決定)

ユニー(株)に対する件(一般指定第14項・優越的地位の濫用,百貨店業告示第4項及び第6項)

ユニー(株)は、自社の店舗の新規オープン時及び改装オープン時のセール等の際し、納入業者に対し、自社の販売業務のための商品の陳列,補充,顧客が購入した商品の袋詰め等の作業を行わせるために、その従業員等を派遣させている等として、平成16年12月9日勧告(応諾,平成17年1月7日勧告審決)

3 不当廉売事案への対処

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
勧告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警告	0	0	0	1	2	8	5	5	3	8
注意	118	139	150	574	672	1045	2624	1012	667	641

注1 注意については、小売業における迅速処理事案を含む。

注2 平成7年度から10年度までの注意については、小売業における迅速処理事案のみ。

具体例(警告)：(株)柴正及び(有)ヨシダヤに対する件

(株)柴正は、販売に要する経費をほとんど賄うことができない不当に低い価格で、(有)ヨシダヤは、実質的な仕入価格を下回る価格で、ビール・発泡酒を販売し、同社の店舗の商圈内に所在する酒類小売業者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた疑いがあるとして、平成16年7月30日警告

(参考) 注意件数の多い業種

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
酒類	893	2494	904	507	485
石油	110	86	79	75	30

4 優越的地位の濫用事案への対処

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
勧告	0	0	0	1	0	0	0	0	2	5
警告	0	0	2	2	1	1	0	3	0	0
注意	5	2	11	8	4	5	1	6	14	16

(注) 現在までに法的措置(勧告)をとったのは大規模小売業者に対する案件が多い。

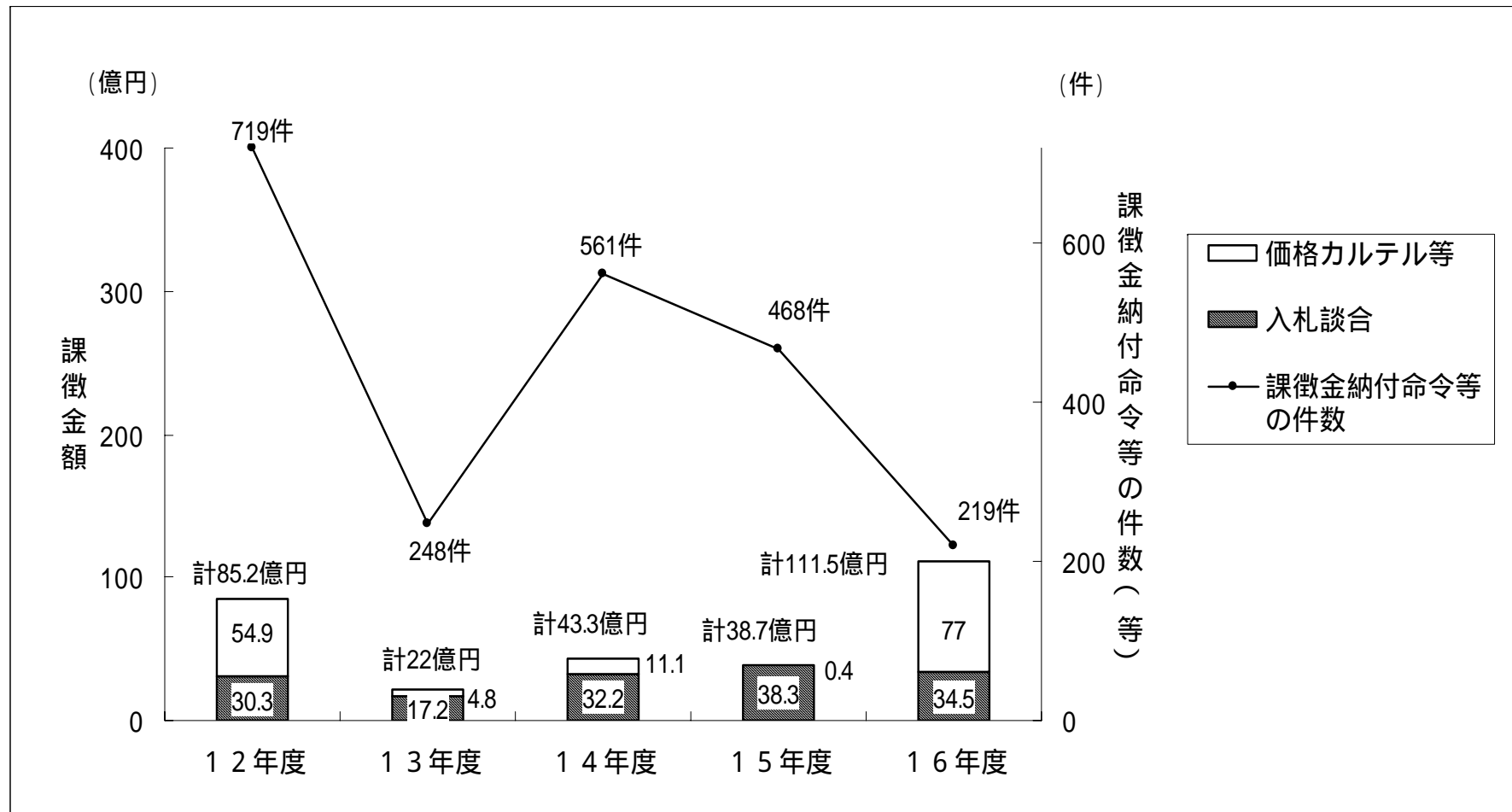
具体例1 ミスターマックスに対する件

(株)ミスターマックスは、納入業者に対し、決算等に際し、あらかじめ合意した負担額を超える額の金銭等を提供させたり、自社の店舗の新規開店・改装・閉店に際し、自社の販売業務のための作業を行わせるためにその従業員等を派遣させているとして、平成16年10月22日勧告(応諾,平成16年11月11日勧告審決)

具体例2 ドン・キホーテに対する件

(株)ドン・キホーテは、納入業者に対し、自社の店舗の新規オープンに際し、自社の販売業務のための商品の陳列等の作業を行わせるために従業員等を派遣させたり、負担額及びその算出根拠、用途等についてあらかじめ明確にすることなく協賛金を提供させている等として、平成17年3月9日勧告(不応諾,平成17年4月1日審判開始決定)

5 課徴金額等の推移



(注) 課徴金の納付を命じる審決を含み、審判開始決定により審判手続に移行したものを含まない。

6 刑事告発の状況(過去10年間)

告発日 / 判決日	事案	被告人	罰金・懲役
平成7年3月6日告発 平成7年6月7日追加告発 平成8年5月31日高裁判決	日本下水道事業団発注の電気設備工事入札談合事件	(株)日立製作所ほか26名 (うち法人9社) 下水道事業団工務部次長1名を含む	4000万円から6000万円 懲役8月から10月(執行猶予2年)
平成9年2月4日告発 平成9年12月24日高裁判決 平成12年9月25日上告棄却	東京都発注の水道メーター入札談合事件	(株)金門製作所ほか58名 (うち法人25社)	500万円から900万円 懲役6月から9月(執行猶予2年)
平成11年2月4日告発 平成11年3月1日追加告発 平成12年2月23日高裁判決	ダクタイトル铸铁管シェアカルテル事件	(株)クボタほか12名 (うち法人3社)	3000万円から1億3000万円 懲役6月から10月(執行猶予2年)
平成11年10月13日告発 平成11年11月9日追加告発 平成16年3月24日高裁判決 平成17年11月21日上告棄却	防衛庁調達実施本部発注の石油製品入札談合事件	(株)コスモ石油ほか19名 (うち法人11社)	300万円から8000万円 懲役6月から1年6月(執行猶予2年から3年)
平成15年7月2日告発 平成16年3月26日高裁判決	東京都発注の水道メーター入札談合事件	愛知時計電機(株)ほか8名 (うち法人4社)	2000万円から3000万円 懲役1年から懲役1年2月(執行猶予3年)
平成17年5月23日告発 平成17年6月15日追加告発	国土交通省発注の鋼橋上部工事の入札談合事件	(株)横河ブリッジほか33名 (うち法人26社)	訴訟係属中
平成17年6月29日告発 平成17年8月1日追加告発 平成17年8月15日追加告発	日本道路公団発注の鋼橋上部工事の入札談合事件	(株)横河ブリッジほか12名 (うち法人6社) 公団副総裁及び理事の2名を含む	訴訟係属中

(注) 罰金は法人に対するもの。

私人による訴訟提起の状況

1 25条損害賠償請求訴訟の状況(過去10年間)

提起日	事案	原告	被告	結果
平成10年4月14日	水道メーター入札談合	東京都	愛知時計電機(株)ほか24名	和解
平成11年9月29日	電気通信設備入札談合	アメリカ合衆国	(株)協和エクシオ	和解
平成11年10月23日	低食塩次亜塩素酸ソーダ入札談合(大阪市発注)	大阪市	ダイソー(株)ほか9名	和解
平成11年10月23日	同上(大阪市水道局発注)	大阪市	ダイソー(株)ほか6名	和解
平成14年12月27日	私的独占(排除)	(株)函館新聞社	(株)北海道新聞社	係属中
平成15年3月31日	航空測量業務入札談合	福島県	(株)パスコほか7社	係属中
平成16年2月25日	上水道配水管工事入札談合	広島市	岡崎管工(株)ほか25名	係属中
平成16年7月20日	土木一式工事等入札談合	町田市	亜東コンスト(株)ほか51名	係属中
平成17年4月20日	景品表示法違反事件	奈良県高山茶生産協同組合	(株)中田喜造商店	係属中
平成17年4月20日	景品表示法違反事件	奈良県高山茶生産協同組合	高山堂こと藤井編利	係属中
平成17年6月30日	私的独占	日本エイ・エム・ディ(株)	インテル(株)	係属中
平成17年10月28日	道路標識設置工事等入札談合事件	東京都	アトムテクノス(株)ほか27名	係属中

(注) 平成17年11月末現在で公正取引委員会が把握しているもの。

<参考> 民法709条に基づく損害賠償請求訴訟提起の状況(過去10年間)

事件の種類	公正取引委員会の審決等の有無	件数	
入札談合	あり	67	発注者提訴 27
			住民訴訟 40
	なし	43	発注者提訴 2
			住民訴訟 41
入札談合以外	あり	5	
	なし	24	

(注1) 上記の中で確定したもののうち、約5割が和解、約2割が一部認容、約3割が棄却又は却下。

(注2) 平成17年11月末時点で公正取引委員会が把握しているもの。

2 24条差止訴訟の概要

・不公正な取引方法に係る独占禁止法違反行為によって、著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、自己の利益に対する侵害の停止又は予防を請求することができる。

・施行(平成13年4月)以後、33件の訴訟が提起されている。
・うち和解4件、請求棄却16件、訴え取下げ5件、係属中8件。

(平成17年11月末までに公正取引委員会に通知があったもの)

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律

1 法律の概要

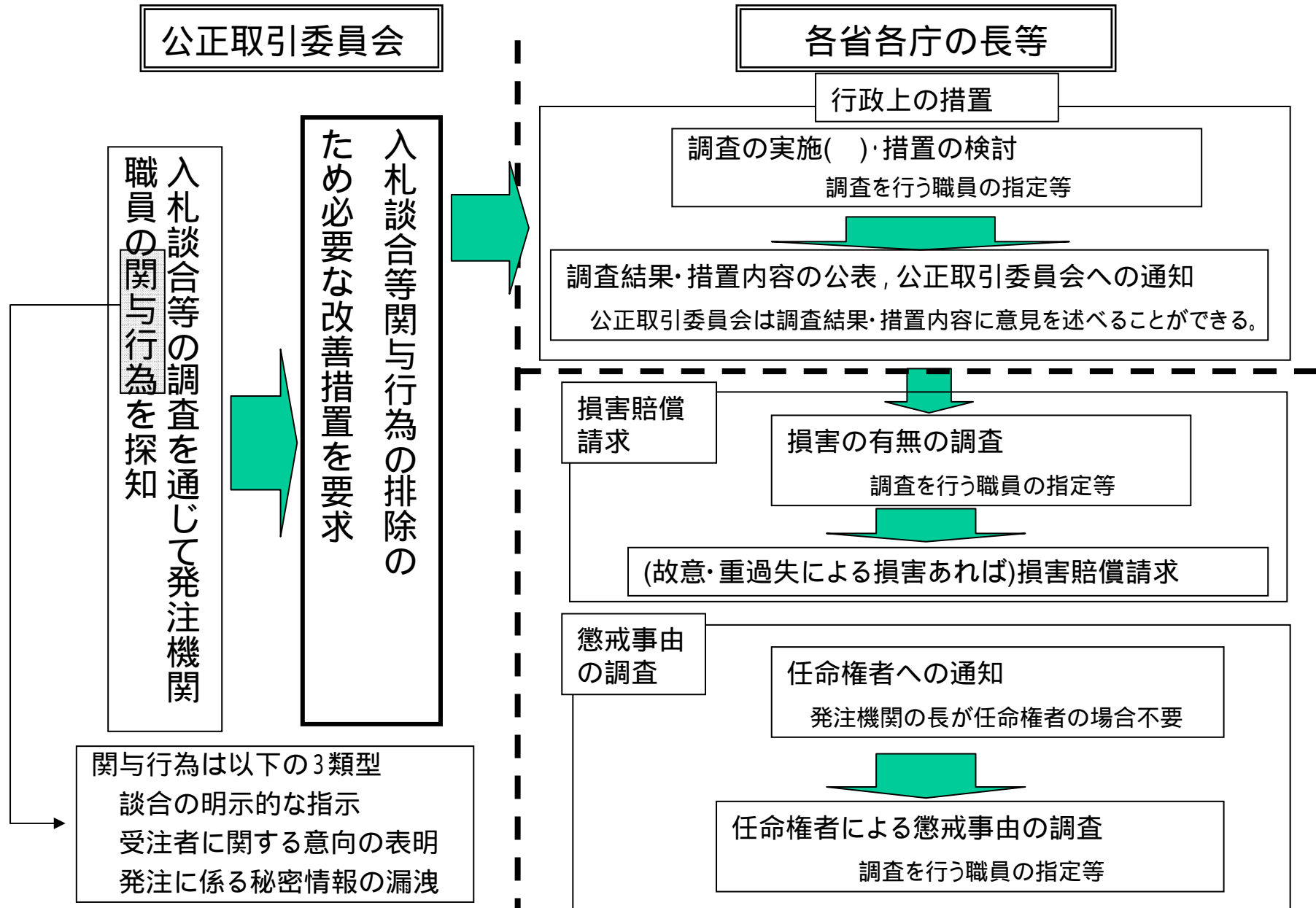
(1) 目的

- 入札談合等関与行為(発注機関の職員が事業者に対して入札談合を行うことを指示するなど,入札談合等に対して発注機関の職員が関与すること)を排除・防止

(2) 内容

- 入札談合等関与行為があった場合の公正取引委員会から各省各庁の長等に対する必要な措置の要求,当該要求を受けた各省各庁の長等による調査の実施・必要な措置の検討,調査結果等の公表等
- 各省各庁の長等による当該行為を行った職員に対する損害賠償請求・懲戒事由の調査
- 入札談合等関与行為の防止に向けた関係行政機関相互の連携・協力,本法運用上の地方公共団体等の自主的な努力への配慮等

2 措置等の流れ



3 改善措置要求を行った事例

・ 岩見沢市に対する改善措置要求（平成15年1月30日）

岩見沢市の職員が、反復、継続して、落札予定者を選定し、落札予定者の名称及び工事の設計金額等を業界団体の役員等に教示していた等として、公正取引委員会は、岩見沢市長に対し、同市発注の建設工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確認するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

・ 新潟市に対する改善措置要求（平成16年7月28日）

新潟市の職員が、継続的に、秘密として管理されている建築工事等の設計金額を入札執行前に教示していた等として、公正取引委員会は、新潟市長に対し、同市発注の建築工事等について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

・ 日本道路公団に対する改善措置要求（平成17年9月29日）

公団の理事が、公団を退職して株式会社横河ブリッジに勤務している者から、鋼橋上部工工事について、発注工事別に落札予定者を選定した一覧表を年度当初等に提示を受け、その都度、その内容について承認していた等として、公正取引委員会は、公団総裁に対し、公団発注の鋼橋上部工工事について、入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講じるよう求めた。

改正独占禁止法における課徴金

1 課徴金算定率

(注) 課徴金算定率とは、違反行為に係る商品又は役務の売上額に乗ずる率である。

現行法	大企業		中小企業	
製造業等	6 %		3 %	
小売業	2 %		1 %	
卸売業	1 %		1 %	



改正法	大企業		中小企業	
製造業等	10 %	再度の違反 15 %	4 %	再度の違反 6 %
		早期解消 8 %		早期解消 3.2%
小売業	3 %	再度の違反 4.5%	1.2 %	再度の違反 1.8%
		早期解消 2.4%		早期解消 1 %
卸売業	2 %	再度の違反 3 %	1 %	再度の違反 1.5%
		早期解消 1.6%		早期解消 0.8%

2 算定率引上げの理由

- 算定率引上げの趣旨

< 改正前 > カルテル等による不当利得相当額を徴収

(違反行為が跡を絶たず, 現行の算定率では違反行為防止の観点から不十分)



違反行為防止の実効性を確保するため

< 改正後 > カルテル等による不当利得相当額を超えて金銭を徴収

- 新しい算定率の根拠

- 過去の違反事例について実証的に不当利得を推計したところ, 平均で16.5%程度, 約9割の事件で8%以上の不当利得が存在するという結果 少なくとも不当利得は8%程度存在
- 他法令の例, 国際的な水準等も踏まえ, 原則10%まで引き上げることとした

< 第161回国会 衆議院経済産業委員会 平成16年11月19日 公正取引委員長答弁 >

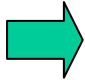
- 「今回, 我々の整理は, 不当利得相当額以上の金銭をいただくという仕組みを明らかにさせていただきたい, そうすると行政上の制裁という機能がより強まるということは間違いございません…(課徴金の)法的性格は何かということについては, これは, 不当利得の剥奪というのは法的性格ということではなくて, 課徴金というものは, そもそも独占禁止法違反行為を防止するために行政庁たる公正取引委員会が違反事業者等に対しまして金銭的不利益を課すというものである。要するに, 行政目的のために金銭的不利益を課す, その手段として課徴金がある」

3 一定の場合に課徴金算定率を割増(軽減)する制度

- 再度の違反の場合, 5割増しの算定率を適用
 - ・ 趣旨: 違反行為を繰り返す事業者は, 課徴金を支払っても繰り返すメリットがあるとみられることから, 通常の課徴金の水準では違反行為の防止を十分に図れない
 - ・ 調査開始日から遡って10年以内に課徴金納付命令を受けたことがある場合, 5割増しの算定率を適用
- 早期解消の場合, 2割軽減された算定率を適用
 - ・ 趣旨: 違反行為を早期にやめるインセンティブを高める
 - ・ 違反行為の期間が2年未満で, 調査開始日の1か月前までに違反行為をやめていた場合, 2割軽減された算定率を適用(再度の違反の場合は, 軽減算定率は適用されず, 5割増しの算定率を適用)

課徴金減免制度について

1 概要

- カルテルの発見・解明が容易に
 - 企業の法令遵守意欲の向上にも寄与
- 
- 競争秩序の早期回復
カルテルの未然防止

- 法定要件(違反事業者が公取委の調査開始前に所要の情報提供等に該当すれば、課徴金を減免する制度

- 調査開始前の1番目の申請者 = 課徴金を免除
- 調査開始前の2番目の申請者 = 課徴金を50%減額
- 調査開始前の3番目の申請者 = 課徴金を30%減額
- 調査開始後の申請者 = 課徴金を30%減額

合計3社まで

- 米国・EU等の海外主要国においても導入済み

2 課徴金減免制度の手続のポイント

(事前相談)

事業者名を秘匿しての事前相談も可能。課徴金減免制度の利用を申し出た場合に想定される順位について教示。(報告を行う前に順位を知りたいという事業者のニーズに配慮)

(ファクシミリを利用した報告書の提出)

課徴金減免制度の利用を申し出る旨の報告書は、ファクシミリを利用して提出。(地方の事業者による報告の機会平等を図り、報告書の同着を防止して、提出の順位を確定する手続の透明性を確保)

(第一報者を優先)

公取委の調査開始日前の場合、違反行為の概要を記載した報告書を提出し、課徴金減免制度の利用を申し出る旨の第一報を先に入れた者の順位を優先。(社内調査等に基づく詳細な報告や資料の提出は後日でも可能とし、第一報に関する事業者の負担を軽減)

(口頭による報告等)

公正取引委員会が口頭による報告を必要とする特段の事情があると認めるときは、一部の報告事項について、口頭による報告をもって代えることが可能(提出すべき資料についても同様とする。)

不公正な取引方法に係る刑事罰・課徴金の賦課について

不公正な取引方法とは

公正な競争を阻害するおそれがある行為のうち、公正取引委員会が指定するもの。この指定には、すべての業種に適用される「一般指定」（昭和57年公正取引委員会告示）と、特定の業種にだけ適用される「特殊指定」とがある。一般指定では16の行為類型が不公正な取引方法として指定されている。

（例えば、取引拒絶、不当廉売、排他条件付取引、再販売価格拘束、ぎまんの顧客誘引、抱き合わせ販売、優越的地位の濫用等。）

以下の理由から、改正法において不公正な取引方法に対して刑事罰、課徴金は課されていない。

• 不公正な取引方法に対する刑事罰

- 公正な競争を阻害するおそれ 私的独占・不当な取引制限に比べ競争秩序に対する侵害の程度が相対的に低い
- 事業者の市場における地位、市場の状況等によって、違反になる場合と違反にならない場合がある（違法性につきケース・バイ・ケースの判断が必要）
- 公正取引委員会が告示で指定してはじめて禁止規定が確定する行為類型（罪刑法定主義の問題） 等

• 不公正な取引方法に対する課徴金

上記理由に加え、

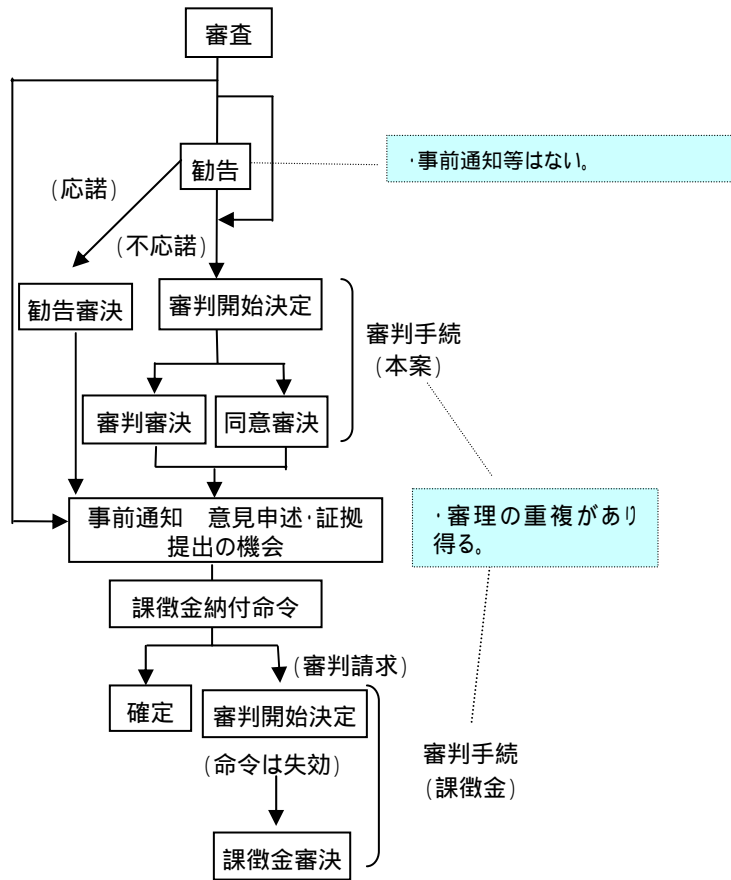
- 刑事罰で担保されていない禁止規定を対象とすることの可否
- 不当利得の観念を含め、課徴金の具体的な算定方式を合理的に設定することの困難性 等

審査審判手続の改正について

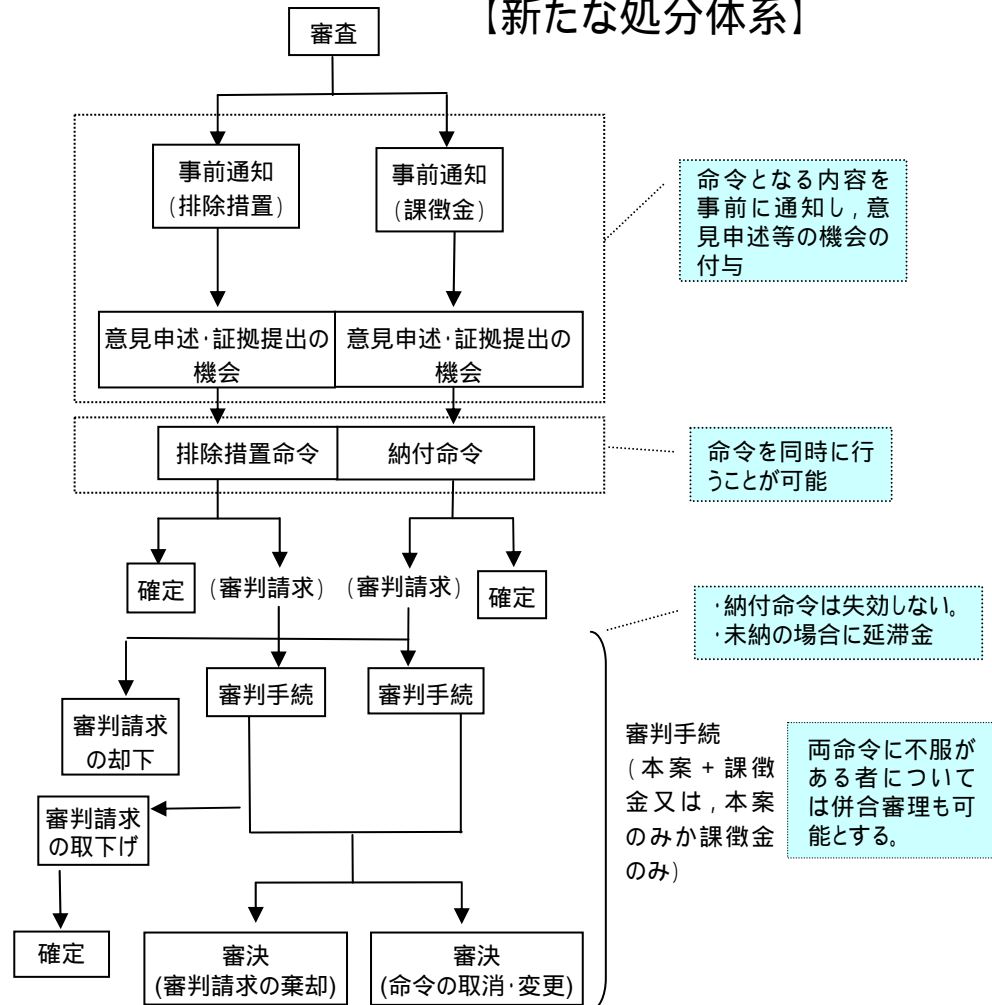
1 審査審判手続の流れ

経済がスピード化・グローバル化する中で、速やかに競争を回復し、事件処理の効率化を図るため、違反行為が認められる場合には、排除措置命令等を行い、当該命令等に不服があれば、事後的に審判で争う手続へと変更（勧告制度の廃止）。
 排除措置命令等を行う前の意見申述・証拠提出の機会の付与、審判手続における審判手続に係る審判権限の明確化など一層の適正手続の保障。

【現行の処分体系】



【新たな処分体系】



2 排除措置命令及び課徴金納付命令の事前手続

(1) 意見申述・証拠提出の機会の付与

➤ 公正取引委員会は、排除措置命令や課徴金納付命令をしようとするときは、命令の名あて人となるべき者に対し、あらかじめ、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を付与しなければならない。(改正法49条3項, 50条6項)

(2) 事前通知, 証拠の説明

➤ 公正取引委員会は、排除措置命令については予定される排除措置命令の内容, 公正取引委員会の認定した事実等, 課徴金納付命令については納付を命じようとする課徴金の額, 課徴金の計算の基礎等を記載した文書を送達する。(審査規則24条, 29条)

➤ 公正取引委員会は、申出があった事業者又は代理人に対して、予定される排除措置命令の内容, 認定した事実等について説明するものとする。(審査規則25条第一文)

➤ 認定した事実等の説明においては、委員会の認定した事実を基礎付けるために必要な証拠について説明する^(注)。(審査規則25条第二文)

(注) 委員会が認定した事実を基礎付けるために必要な証拠を提示して説明する予定。

3 審判手続

審判手続の特徴

- 対審構造を採用
 - 訴訟に類似した手続
 - 公開による審理
- } 「準司法手続」としての性格

審判手続の位置付け

< 現行法 > 行政処分のための事前審理手続

慎重な判断を要する事案の特性を踏まえ、審判形式を採用(= 処分及び手続の公正の確保)

< 改正法 > 行政処分に対する不服審査手続

上記と同様の理由により、審判形式を採用

- ◇ 一般に、行政処分については、不服申立てのほか、直ちに取消訴訟を提起することも可能であるが、独占禁止法上の行政処分については、事案の専門性、準司法手続の存在等に照らし、取消訴訟の対象は審決に限定(裁決主義)

4 審判官審判制度の概要

審判官

- 公正取引委員会は、審判手続を開始した後、事件ごとに審判官を指定し、審判手続の全部又は一部を行わせることができる。ただし、当該事件について審査官の職務を行つたことのある者その他当該事件の審査に関与したことのある者については、指定することができない。(改正法35条7項, 56条1項)
- 事務総長の職務から、「公正取引委員会が審判官をして行わせることとした事務」は除かれている。(改正法35条3項)
- 審判官の定数は、政令で定める。(改正法35条8項)

審判官の権限

- 審判長は、審判手続に係る事務を指揮する。(改正法第56条2項)
- 審判官は、審判手続に関して委員会の有する権限を行使するものとし、その職務を公正迅速に、かつ、独立して行わなければならない。(審判規則13条)
- 審判官は、審判手続を終結した後、遅滞なく審決案を作成し、事件記録とともに委員会に提出するとともに、審決案の謄本を審査官及び被審人又はその代理人に送達するものとする。(審判規則73条)

(注1) 委員会は、審判官が作成した審決案を調査した結果、審決案を適当と認めるときは、直ちに審決案の内容と同じ審決をすることができるが、委員会が異議(注2)もしくは陳述(注3)に理由があると認めるとき、その他必要があると認めるときは、審決案の内容と異なる審決又は審判官に審判手続の再開を命ずること等ができる。(審判規則78条)

(注2) 審査官及び被審人又はその代理人は、審決案の謄本の送達を受けた日から二週間以内に委員会に対して異議申立てができる。(審判規則75条)

(注3) 公正取引委員会は、審判官に審判手続の全部又は一部を行わせた場合、被審人等の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えなければならない。(改正法63条)

犯則調査権限の導入

犯則調査権限の内容

犯則事件を調査するため必要があるときは、裁判官の発する許可状により、事件関係人の営業所等に臨検・捜索を行うことができる。

臨検・捜索の結果、物件を差し押さえることができる。

(参考)

国内の犯則調査権限

国税犯則取締法（脱税）

証券取引法（インサイダー取引、相場操縦等）

犯則調査権限導入の必要性

証拠収集能力の強化

手続の適正化

- ・ 刑事告発相当事案であると判明した場合には、許可状に基づき適正に調査。